

三笠都市計画区域（三笠市）

（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、三笠都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

三笠都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	三 笠 市	行政区域の一部	約 4,677 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央南西部に位置し、周辺には富良野芦別道立自然公園「桂沢湖」を有し、三方を山々で囲まれ、幾春別川に沿って緑豊かな自然環境に恵まれた市街地が形成されてきた。

明治元年後半の幌内地区の露頭炭の発見以来、石炭産業を基幹産業として発展したが、昭和 30 年代（1955 年代）後半からのエネルギー事情の変革に伴う炭鉱の相次ぐ合理化により、昭和 46 年（1971 年）に住友奔別炭鉱が閉山、平成元年には唯一残された北炭幌内炭鉱の閉山によって人口が急減し、地域経済や市の財政全般に大きな影響を及ぼすと同時に、過疎化、高齢化が進行している。

過疎化の進行は、商店街の衰退や、空き住宅の発生による生活環境の悪化をもたらしているとともに、自治会組織の運営などの地域コミュニティにも影響を与えている。さらには、分散しているまちの形態により、非効率な行政運営になっている。

農業面においても高齢化は進行し、後継者や新規就業者の不足等による未耕作農地の出現など、農地の適正な土地利用が求められている。

本区域では、住民ひとり一人が生き生きと生活でき、誇りと希望が持て、さらには元気で魅力あるまちづくりを、住民の主体的な参画のもとで進めるため、まちづくりの柱として次の 6 つの基本目標を定めている。

- ・人が育つまち三笠
- ・人が元気で働けるまち三笠
- ・人が快適に生活を楽しむまち三笠
- ・人が安心して暮らせるまち三笠
- ・人と自然が共存できるまち三笠
- ・人が未来に向かって夢を育めるまち三笠

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化がさらに進行することを想定しているため、市街地の拡大を抑制しつつ、住環境等の整備を図るとともに、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおり

である。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、三笠地区を中心に、3・3・1号岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）を基軸とし、西側は国道12号、東は弥生幾春別地区まで、炭鉱・農林業との調整を図り、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。

また、産業構造の転換により、既成市街地においては工場跡地などの未利用地が散見される一方、郊外の農業地域においては都市的土地利用に対する需要の高まりや農業従事者の高齢化に伴い未耕作地などが見られ、これらの土地における土地利用の整序などが都市計画上の課題となっており、都市機能の適切な配置が必要である。

このため、本区域においては、人口の減少や少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」を目指すこととし、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・三笠地区のうち、3・3・1号岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）北側には専用住宅地を配置し、戸建て住宅を中心とした良好な低層住宅地の住環境を保全する。
- ・三笠地区のうち、3・3・1号岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）南側及び地区の東側は、中低層の公的住宅を含む一般住宅地として土地利用を図る。
- ・岡山地区には、三笠工業団地に隣接して住宅地が整備されており、職住近接に対応した一般住宅地として土地利用を図る。
- ・幌内地区は、旧炭鉱改良住宅団地や一般住宅が立地しており、自然に囲まれた緑豊かな一般住宅地として土地利用を図る。
- ・唐松（とうまつ）地区、弥生地区及び幾春別地区は、一般住宅地や公営住宅団地が立地する一般住宅地として土地利用を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地及び地域商業業務地で構成する。
- ・三笠地区の3・3・1号岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）及び3・4・2号三

笠幌内通（一般道道三笠栗沢線）の交差点を中心とした地区には、商業施設、業務施設、飲食店などが集積し商業地が形成されており、今後とも中心商業業務地として土地利用を図る。

- ・唐松地区及び幾春別地区には、旧炭鉱を中心とした市街地が形成されており、今後とも地区住民の生活利便施設等を形成・維持していくため、地域商業業務地として土地利用を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・岡山地区には、交通利便性の高さを活かした三笠工業団地及び三笠第2工業団地が整備されており、今後とも企業誘致に対応する専用工業地として土地利用を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・三笠地区、唐松地区及び幾春別地区の商業業務地は、過疎化や商業環境の変化により、商業系土地利用の需要が低下していることから、その縁辺部については、周辺の土地利用を踏まえ住居系土地利用への転換を検討するなど、用途地域等の見直しを行う。併せて、準防火地域の縮小については、市街地における延焼の危険性などを考慮した上で、見直しを行う。
- ・まとまりのある市街地形成による効率的な都市経営のため、人口の減少や産業の停滞などから都市的土地利用の整序を図る必要性の低い地区については、都市全体の土地利用のあり方や適正な規模等を検討し、用途地域の指定について見直しを行う。
- ・国道12号沿道の工業・流通業務地には、大規模集客施設が立地しているが、今後の工業系土地利用の需要や動向等を把握した上で、用途地域の見直し、特別用途地区や地区計画等の活用などにより、工業系土地利用の保全を図りつつ、工業系就労者等の良好な住環境の整備を促進する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・郷土景観を構成する市来知神社、幾春別神社周辺の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている三笠本町地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・保安林については、公益的機能の維持、増進を図るため、目的に応じた適正な管理・保全に努める。
- ・達布山周辺など景勝地にもなっている丘陵樹林地については、今後とも良好な環境や景観を保全しつつ、自然環境と共生した土地利用の維持に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域西側の萱野地区に位置する旧 JR 萱野駅周辺部には、農地に囲まれた小規模な既存集落が形成されていることから、必要に応じて特定用途制限地域を指定することなどにより、周辺部の農林業と調和した良好な田園型住宅地として適切な土地利用を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央南西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・超高齢化社会に対応するため、福祉タクシー制度や市営バスの運行などによって、交通弱者の不便解消などに努める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.93 km/km ²	1.93 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・ 3・3・1号岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）、3・4・2号三笠幌内通（一般道道三笠栗沢線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

（2）下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用と河川及び下水道との整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・ 自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 下水道の普及率は、平成27年(2015年)で84.8%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

- ・ 河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

- ・ 三笠市公共下水道については、いちきしり地区に三笠浄化センターを配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

- ・ 幾春別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 下水道については、未整備地区の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら適切な改築更新を行う。
- ・ 幾春別川を主とする河川については、周辺の土地利用との調整を図りながら河川改修を促進する。

（3）その他の都市施設

- ・ 三笠市火葬場及びごみ処理場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理を行う。
- ・ その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・三笠土地区画整理事業については、一部が長期に渡り未着手となっているが、都市計画決定時から社会経済情勢は著しく変化しており、既に他の事業手法等により整備が完了している等を踏まえ、都市計画変更に向けた住民の合意形成を図る。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、東西に貫流する幾春別川に沿って形成された市街地を南北から包み込むように広がる丘陵樹林地や幾春別川の点在する河畔林等の河川空間を骨格としており、良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、水と緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として三笠運動公園を配置する。

b レクリエーション系統

- ・市街地において、土地利用形態に併せて街区公園・近隣公園を配置するとともに、地域住民の利用に供する公園を適切に配置する。
- ・多様なレクリエーション活動の拠点として機能する三笠運動公園は、市民の身近なレクリエーション拠点として、その機能充実に努める。

c 防災系統

- ・災害時における避難地及び防災拠点として、三笠運動公園及び三笠グリーンパークを配置し、街区公園、近隣公園及び緑地の適正な配置、整備を図る。

d 景観構成系統

- ・郷土的景観を形成する幾春別川河畔緑地、都市のシンボルとなる三笠グリーンパーク及び主要な道路に景観を形成する街路樹を配置する。

e その他の系統

- ・清住霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な環境を保全する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置方針

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である幌内公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。